

次世代育成支援対策 住田町地域行動計画

平成 2 2 年 3 月

住 田 町



は じ め に

次代の社会を担う子ども達が健やかに生まれ、育つための環境づくりを推し進めるために平成17年3月に「次世代育成支援対策住田町地域行動計画」を策定いたしました。

この計画は、平成17年度から平成26年度までの10年を計画期間とし、次世代育成支援対策として取り組む施策の方向性や目標をまとめたものです。5年を一期に計画を策定することとなっており、今後5ヶ年の計画を策定したものです。

少子化・核家族化等の進行により家庭内や地域での子どもとふれあう機会が少なくなり、子育てについての経験や知識、技術が不足し、子育てに対する不安や負担が増しています。また、共働き家庭の増加などから子育て意識が多様化しています。

子育てに対する不安と負担感をできるだけ取り除き、喜びを感じながら子育てができることが大切です。このため、「家庭」「地域」「学校」「事業所」「行政」が手を携え、それぞれの特質、機能を生かしながら子育て支援を進めていくことが重要です。

こうしたことからゆとりを持って健やかに子育てができるよう「子育てをみんなで支える町づくり」を基本理念に掲げ、計画を具現化していきたいと考えます。

子育て本来の楽しさを実感し、家庭を持つことに夢と希望が持てるような環境づくりを推し進めていきます。

平成22年3月

住田町長 多田 欣一

目 次

序章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	7
2 計画の性格	7
3 計画の期間	7
4 計画の理念	8
《基本視点》	8
5 基本目標	10

第1章 総 論

第1 子どもを取り巻く環境の変化等	12
1 人口構成	12
2 人口の推移	13
3 児童数の推移	13
4 出生数・出生率の推移	14
5 児童数の推計	15
6 少子化の進行	16
第2 就労の状況	16
1 労働力の推移	16
2 産業別就業者数	16
3 今後の就労予定	17
4 就業継続の普及	17
5 働く母親の増加	17
第3 家庭環境の変化	18
1 核家族化の進行	18
2 児童の年齢構成	19
3 家庭教育学級	19
第4 子どもの健康と遊び	19
1 母子保健	19
2 学校保健	20
3 障がい児療育事業	20
4 子どもの遊び場	20

5 . 子どもの体験活動	2 0
6 . 子どもの健全育成	2 1
第5 子育て支援施設等の状況	2 1
1 . 保育施設	2 1
2 . 保育所の状況	2 1
3 . 地域子育て支援の状況	2 2
4 . 児童館の状況	2 2
第6 家庭・学校・地域における子育ての支援	2 3
1 . 家庭における子育てへの支援	2 3
2 . 学校教育における子育て支援	2 3
3 . 地域の子育て支援	2 4

第2章 各 論

第1 施策の具体的推進	2 6
地域における子育ての支援	2 6
1 . 地域における子育て支援サービスの充実	2 6
2 . 保育サービスの充実	2 6
3 . 子育て支援のネットワークづくり	2 6
4 . 児童の健全育成	2 7
5 . 経済的負担の軽減	2 7
母性並びに乳児及び児童などの健康の確保及び増進	2 8
1 . 子どもや母親の健康の確保	2 8
2 . 食育の推進	2 8
3 . 思春期保健対策の充実	2 8
4 . 小児医療への対応	2 9
職業生活と家庭生活との両立の推進	2 9
1 . 多様な働き方の実現	2 9
2 . 仕事と子育ての両立の支援	2 9
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	3 0
1 . 次代の親の育成	3 0
2 . 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備	3 0
3 . 家庭や地域の教育力の向上	3 1
4 . 子どもを取り巻く有害情報対策の推進	3 1

要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進	3 1
1. 児童虐待防止対策の充実	3 1
2. 母子家庭等の自立支援の推進	3 2
3. 障がい児療育事業の充実	3 2
子育てを支援する生活環境の整備	3 2
1. 良質な住宅の確保	3 2
2. 良好な居住環境の確保	3 2
3. 安全な道路交通環境の整備	3 3
4. 安心して外出できる環境の整備	3 3
5. 安全・安心なまちづくりの推進	3 3
子ども等の安全の確保	3 3
1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	3 3
2. 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進	3 3
3. 被害に遭った子どもの保護の推進	3 4
第2 次世代育成支援コミュニティの構築	3 4
1. 「住田町次世代育成支援対策地域協議会」	3 4
2. 五つのユニット	3 5
《推進機構とユニットの主な機能》	3 5
第3 主要事業及び事業目標	3 6
1 主要な指標(後期計画H22～26)	3 6
2 施策の体系	3 7
3 主要事業及び事業目標	4 0

第3章 計画の推進

第1 計画推進のための各主体の役割	5 3
1. 家庭の役割	5 3
2. 地域の役割	5 3
3. 学校の役割	5 3
4. 事業所等の役割	5 4
5. 行政の役割	5 4
第2 計画の推進体制	5 4
1. 町の推進体制	5 4

2.住民と行政が一体となった推進体制	54
--------------------	----

第4章 保育所の適正配置

第1 保育所の適正配置	56
第2 保育施設の現状	57

資料編

次世代育成支援に関するニーズ調査

住田町次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会設置要領

住田町次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会委員

地域行動計画

序章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を目的に平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。本町においては平成17年3月に平成17年度から平成26年度までの10ヶ年を計画期間とする「次世代育成支援対策住田町地域行動計画」を策定しました。

これまで、子どもや親が生き生きと生活し活動でき、子どもが健やかに育って行けるような環境づくりを進めてきました。

しかし、少子化・核家族化等の進行により家庭や地域で子どもとふれあう機会が少なくなり、子育てについての経験や知識、技術が不足し、子育てに対する不安や負担が増していることから、地域が一体となって子育てを支援していくことが今後も必要です。

こうしたことから5年を一期とする計画策定にあたり、ゆとりを持って健やかに子育てができるよう「子育てをみんなで支える町づくり」を基本理念に掲げ、子育ての楽しさを実感し、家庭を持つことに夢と希望が持てるような環境づくりを進めていきます。

2 計画の性格

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、全ての子育て家庭を対象として、町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

これまでの町における取組みの継続性を保ち、同時に様々な分野の取組みを総合的・一体的に進めるために、住田町総合計画や関連計画との整合性を図り、計画を押し進めていきます。

3 計画の期間

行動計画の期間は、第1期（前期計画）を平成17年度から平成21年度までの5年間、第2期（後期計画）を平成22年度から平成26年度までの5年間とする10ヶ年です。

さらに、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
本計画期間（前期計画）									
					次期計画期間（後期計画）				
					見直し				

4 計画の理念

“子育てをみんなで支える町づくり”

少子化・核家族化等の進行により家庭や地域で子どもとふれあう機会が少なくなり、子育てについての経験や知識、技術が不足し、子育てに対する不安や負担が増していることから、地域が一体となって子育てを支援していくことが必要です。

このため、安心して元気な赤ちゃんを産み、ゆとりを持って健やかに子どもを育てられるよう地域全体で子育てを支援していくことが重要です。

このことから、計画の基本理念を「子育てをみんなで支える町づくり」とします。ゆとりを持って健やかに子育てができ、子育ての楽しさを実感し、家庭を持つことに夢と希望が持てるような環境づくりを進めていきます。

《基本視点》

基本理念の実現に向けて、次の8項目を基本視点とし、行動計画のもととします。

子どもの視点

すべての子どもが、個性を発揮し、自立心や社会性を養い、思いやる心を育めるよう、子どもの生活にゆとりを確保し、のびのびと成長できる教育を進めるとともに、自然とのふれあいの機会、多様な経験の場などの提供により、子どもが健やかに育っていきける環境づくりを推進します。

次代の親づくりという視点

子どもを持つことの妨げとなる様々な制約を取り除き、子どもを生き育てることを希望する男女が、親としての自覚と責任を持ち、ともに喜びや楽しみを感じながら安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進します。

サービス利用者の視点

親の就労機会が増大し、就労形態が変化する一方で、子育てと仕事の両立が難しくなっていることから、利用者が身近なところで必要とするサービスを受け、子育てしながら安心して働くことができる環境づくりを推進します。

社会全体による支援の視点

家庭が持っている最も重要な機能は子育てであり、その責務も家庭で負わなければ

なりません、子育てを個人や家庭のみで解決されるべき問題としてとらえるのではなく、家庭における養育力の低下や子どもを取り巻く環境の変化に鑑み、社会全体の問題として考え、子育てを地域社会で支援していきます。

すべての子どもと家庭への支援の視点

核家族化の進行の結果、子育てを学ぶ機会が減り近隣との繋がりが希薄化し、子育てに対する不安や孤立化といった問題が生じており、共働き家庭やひとり親家庭のみならず、専業主婦家庭も含めたすべての家庭に対して、子どもの成長過程に応じた支援をしていきます。

地域における社会資源の効果的な活用の視点

急速な社会変化の中で、子ども達を取り巻く生活環境も大きく変化し、子ども連れの外出が困難になったり、また、子どもが自然から遠ざけられ、身近な遊び場を失ったりしている状況にあることから、地域における社会資源の活用により、子ども達が安心して生活できる環境づくりを推進します。

サービスの質の視点

少子化、核家族化の進行や子どもを取り巻く環境の変化により、育児不安や育児補完機能へのニーズが増大していることから、個々の家庭環境に応じた、最適なサービスの総合的な提供を推進します。

地域特性の視点

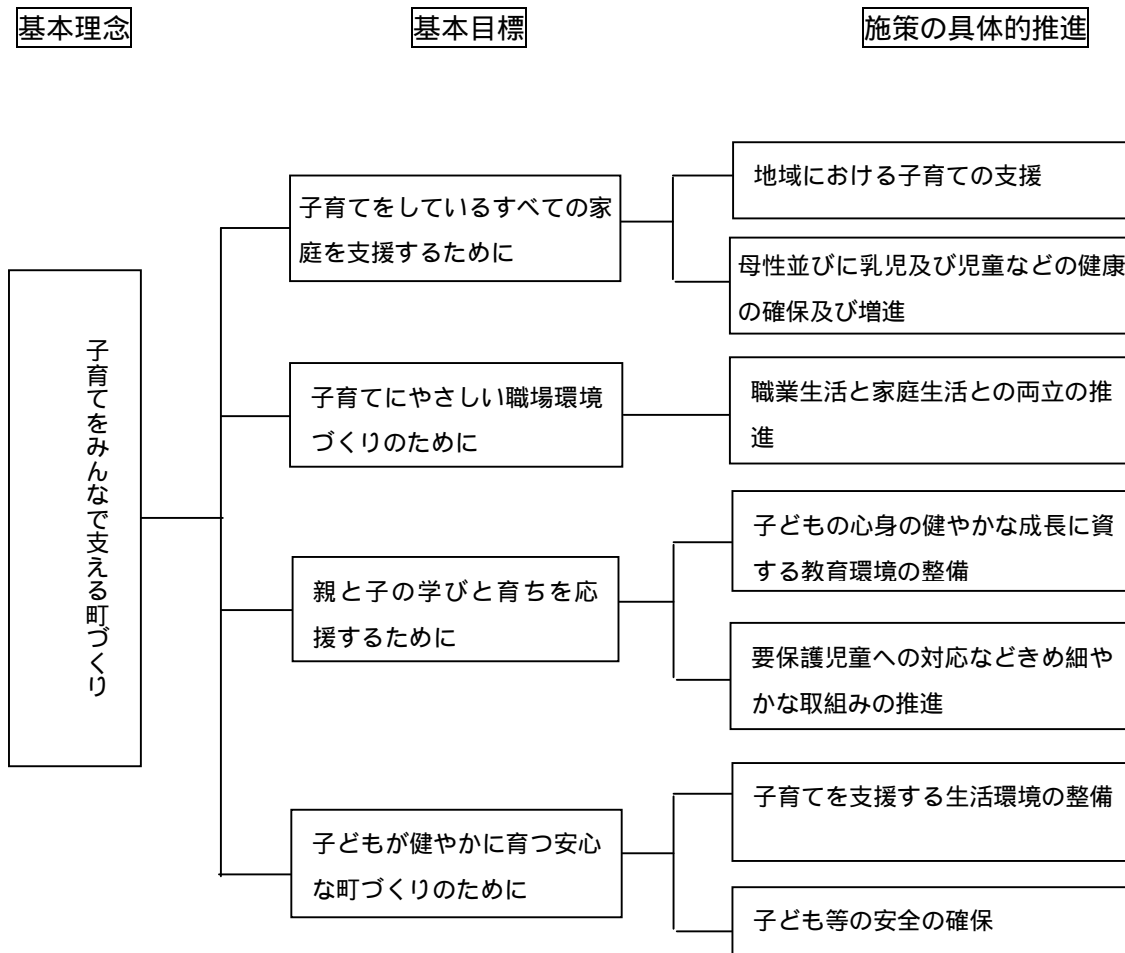
豊かな自然環境に恵まれ、家族の絆、地域の連帯が残されている地域の特性を生かし、地域で生じた問題は、できる限り地域で解決に向けて取り組むことができる地域コミュニティの体制を推進します。

5 基本目標

「子育てをみんなで支える町づくり」を実現するため、次の4項目地域行動計画における基本目標とし、施策を総合的に推進していきます。

- 1 子育てをしているすべての家庭を支援するために
- 2 子育てにやさしい職場環境づくりのために
- 3 親と子の学びと育ちを応援するために
- 4 子どもが健やかに育つ安心な町づくりのために

地域行動計画の施策体系



地域行動計画

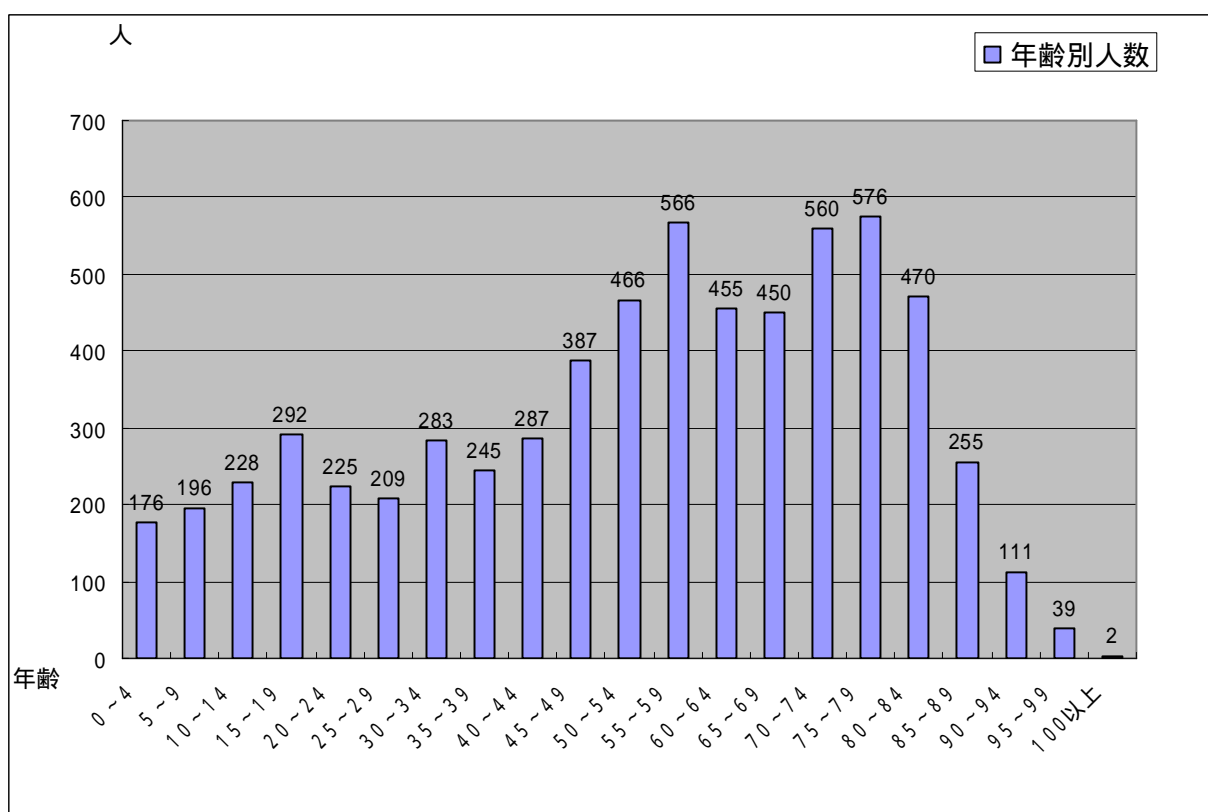
第1章 総論

第1 子どもを取り巻く環境の変化等

1 人口構成

住田町の人口は、平成21年3月31日現在住民基本台帳によると男性が3,132人、女性が3,346人であり、合計6,478人となっています。この総人口を年齢層別に年少人口(0歳から14歳まで)、生産年齢人口(15歳から64歳まで)、老齢人口(65歳以上)の3階層に分けて見ると、年少人口が600人(9.3%)、生産年齢人口が3,415人(52.7%)、老齢人口が2,463人(38.0%)となっています。

人口構成

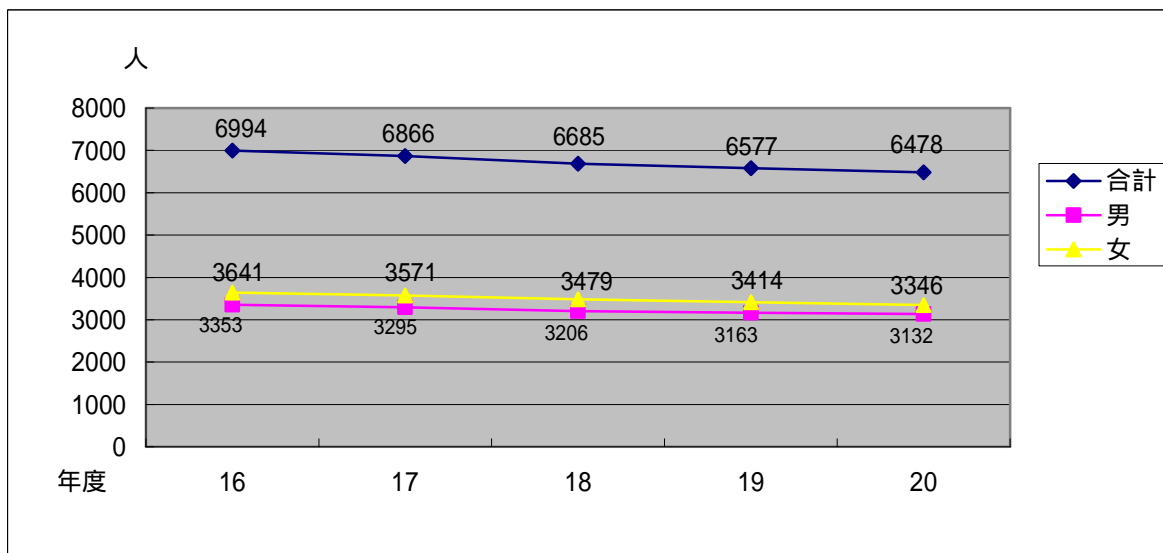


平成21年3月31日現在住民基本台帳

2 人口の推移

平成16年度から平成20年度までの人口推移をみると、人口は慢性的な減少傾向にあり、この5年間で男性が6.6%（221人）、女性が8.1%（295人）、合計では7.4%（516人）減少しています。

人口の推移

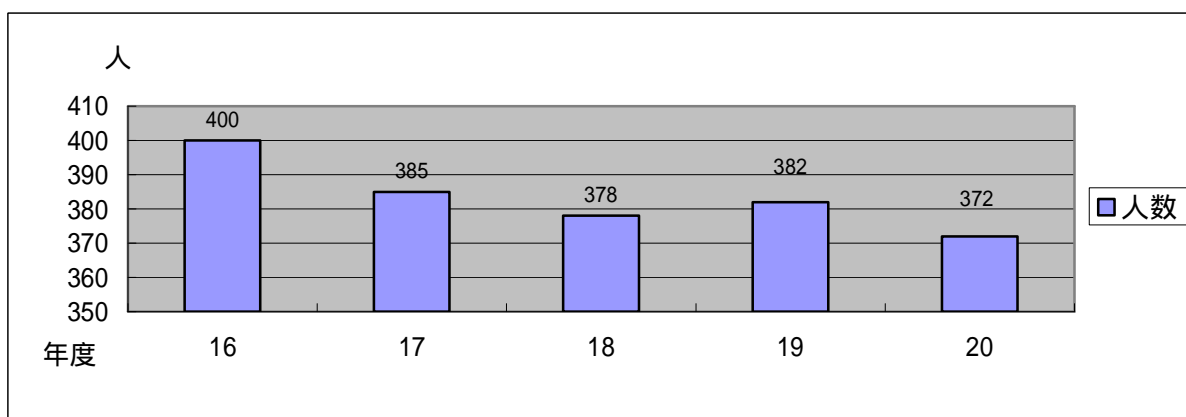


各年度末住民基本台帳

3 児童数の推移

0歳から9歳までの児童数は、平成16年度から平成20年度の5年間で28人減少し、7.0%の減少となっています。

児童数の推移



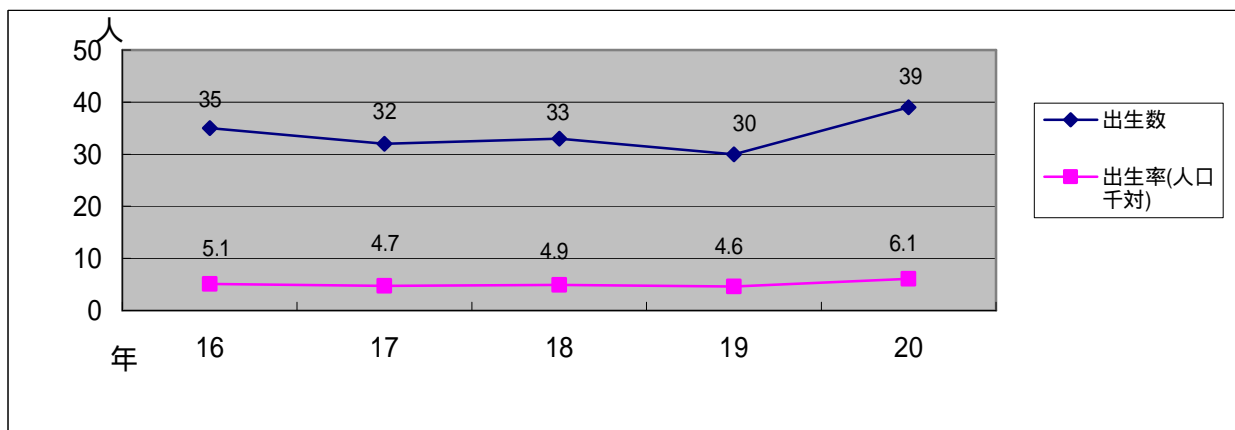
各年度末住民基本台帳

4 出生数・出生率の推移

出生数・出生率については、平成16年は出生数が35人、出生率は5.1となっています。平成20年は出生数が39人、出生率は6.1となっており、出生数は横ばいの状況です。

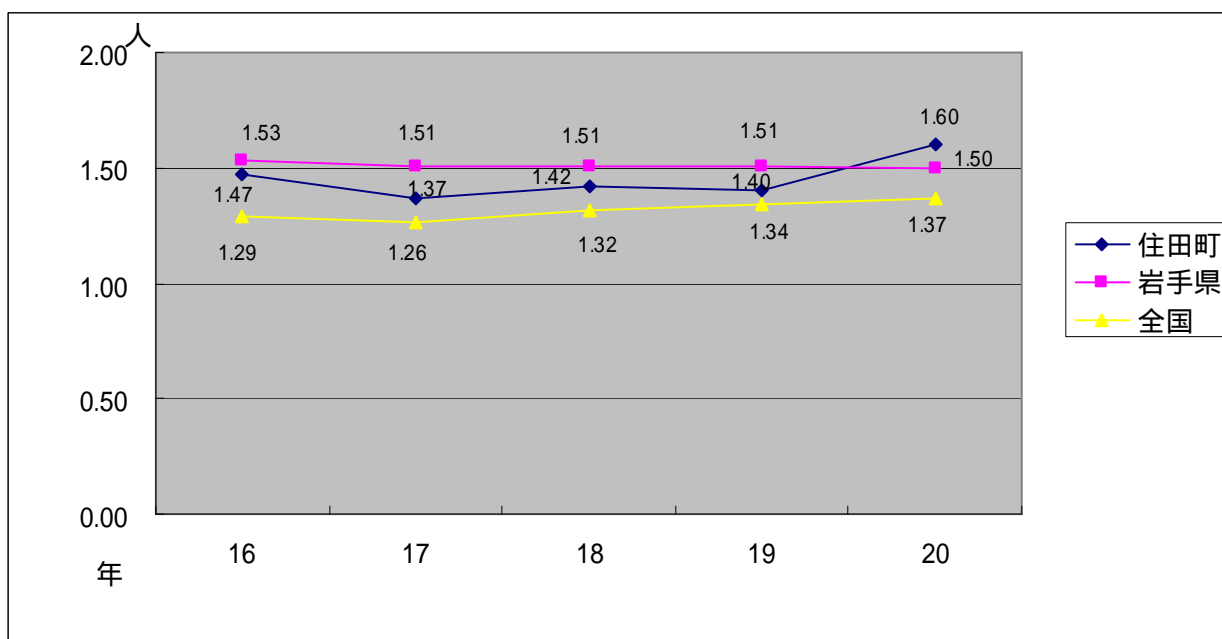
また、一人の女性が生涯に産むと推定される子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成20年は本町で1.60、岩手県では1.50であり、全国の1.37と比較すると高い数値となっていますが、人口維持が可能とされる2.08を大幅に下回っています。

出生数・出生率の推移



町保健活動実績書

合計特殊出生率



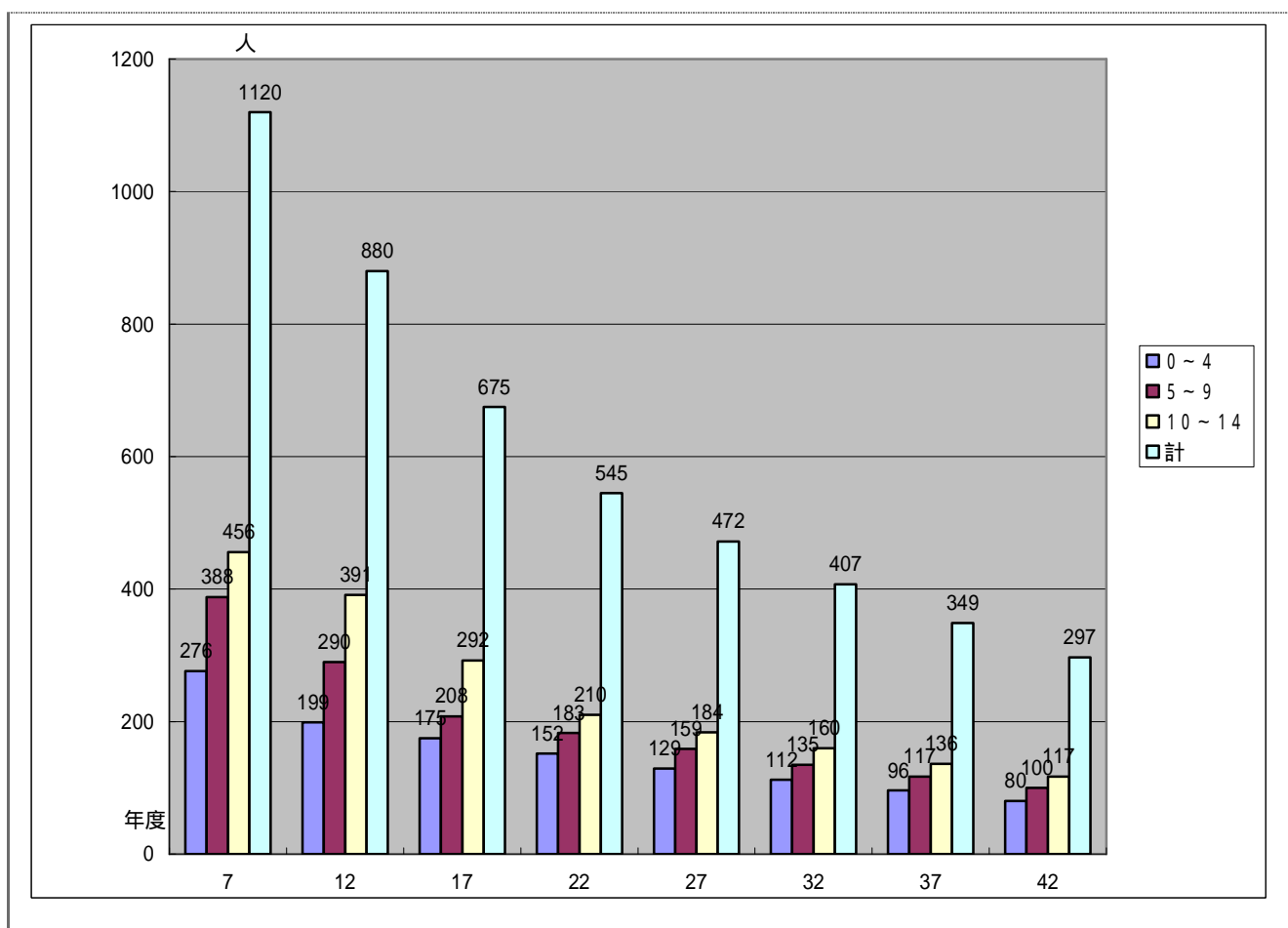
全国：国民衛生の動向 県及び町：町保健福祉年報

5 児童数の推計

今後の児童数を推計してみると、今後も減少率は高く、少子化傾向が続くものと思われます。

しかし、核家族化の進行や女性の社会進出の増大、また不況などの要因により要保育児童数の比率は増えるものと予想されます。

児童数推計表



出典 市町村の将来人口：社団法人日本統計協会

6 少子化の進行

人口減少と相まって少子化・高齢化が進行しています。

人口は減少し続けていますが、世帯数は横ばい状況にあり、核家族が進行しています。

核家族化が進んでいることや働き方の多様化など家族単位での子育てが重大な転機を迎えており、社会全体で子育てを支援する必要性が高まっています。

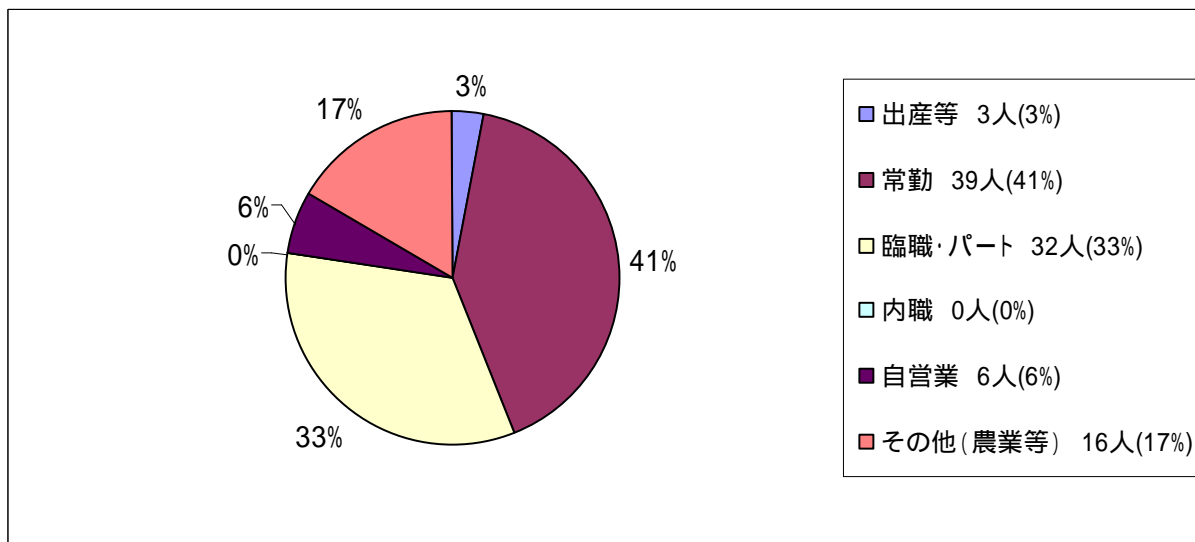
家庭においては、子どもの数の減少などによって、異年齢の子ども達での遊びが減少するなど、子どもの自主性、社会性が育まれにくくなっており、集団での生活機会の減少から他人や同年代の人々の関係の中で培われるべき人格形成が薄れてくることが懸念されています。

第2 就労の状況

1 労働力の推移

保育所入所児童の母親の就労状況は、下記のグラフのとおりです。臨時職員・パートが増加しているものの、今後も就労増加の傾向は続くものと思われます。

園児の母親の就労状況



平成21年4月保育所入所調査

2 産業別就業者数

産業別就業者数の男女別でみると、男女では第1次産業の就業率が低いことがわかります。男性は、女性に比較して第2次産業で19.6ポイント高く、第3次産業で19.1ポイント低い数値を示しています。

産業別就業者数

単位：人、%

区 分	男 性		女 性		合 計	
	人 数	比 率	人 数	比 率	人 数	比 率
第1次産業	5	5.8	5	6.3	10	6.0
第2次産業	40	47.1	22	27.5	62	37.6
第3次産業	40	47.1	53	66.2	93	56.4
合 計	85	100.0	80	100.0	165	100.0

平成21年4月保育所入所調査
(出産・求職中は含まない)

3 今後の就労予定

母親の今後の就労予定については、就労したい意向を持っている方が多く、パート・アルバイトの希望者が多くなっています。したがって、中途採用の促進や再就職のための情報提供相談、支援が重要と考えられます。

4 就業継続の普及

就業継続のための制度としては、育児休業制度と介護休業制度があります。

育児休業制度は、1歳未満児を養育する就労者が一定期間職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度です。介護休業制度は、仕事を辞めることなく家族等の介護のために一定期間休業できる制度です。さらに、介護しながら働きやすいよう、短時間勤務制度やフレックスタイム制が導入され、環境整備が図られています。

なお、これら諸制度があっても実際の取得は難しい現状もあると考えられることから、就業規定の整備やその実施について各事業所の理解を求めていく必要があります。

5 働く母親の増加

雇用・就労形態の多様化が急速に進展している中で、働く母親、特に会社勤務の母親が増加しており従来の「子育ては家で母親が担うもの」という考え方が大きく変わってきています。

こうした状況においては家庭教育や保育はその子の両親が中心になって行われつつも、共働き家庭の比率が高いことから、祖父母の協力をなくしては子育てが成り立たなくなってきました。

第3 家庭環境の変化

1 核家族化の進行

人口減少が続く中で、核家族化が進行しています。就学前児童のいる世帯においては、祖父母同居世帯が減少し、父母及び母子等世帯が増えています。

核家族化や家庭の姿が多様化していく中では、育児不安が増大し、しつけや子育てに自信が持てないでいる家庭が増えていると考えられます。

人口と世帯の推移

単位：人

区 分	世 帯	人 口	世帯員数
昭和60年度	2,294	8,864	3.86
平成2年度	2,255	8,325	3.69
平成7年度	2,220	7,899	3.56
平成12年度	2,219	7,411	3.34
平成16年度	2,226	6,994	3.14
平成20年度	2,169	6,478	2.99

3月31日現在住民基本台帳

形態別家族構成

単位：%

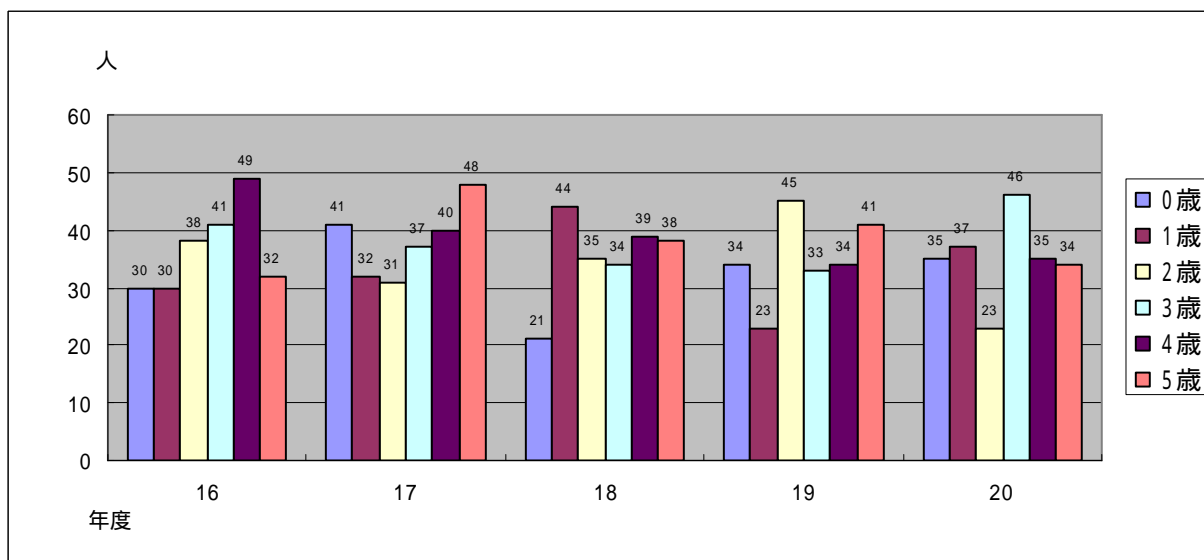
区 分	住田町	岩手県
核家族世帯	44.2	51.3
男親と子供から成る世帯	1.2	1.2
女親と子供から成る世帯	7.9	7.9
その他の親族世帯	36.7	22.9
非親族世帯	0.1	0.4
単独世帯	19.0	25.4

平成17年10月国勢調査

2 児童の年齢構成

児童の年齢構成は、下記のとおりとなっています。
現在も減少傾向となっています。

児童の年齢構成



各年度末住民基本台帳

3 家庭教育学級

保育園・学校と連携し、幼児や家族を対象に子ども達が心身ともに健やかに育まれるよう家庭教育学級を開設しています。

0歳児～6歳児を持つ親を対象に「乳幼児期家庭教育学級」、小・中学生をもつ親を対象に「少年期家庭教育学級」を開催し、温かく豊かな家庭づくりのために学級生が互いに磨きあう交流の場としています。

また、保小中の連携により合同学習会を開催するなど、学級生や教員、地域住民が子育てに関して共通の理解を図る場としています。

第4 子どもの健康と遊び

1 母子保健

母子保健は、心身ともに健康で健全な母性・父性を育てるために、ライフステージを踏まえたうえで思春期から結婚、妊娠、乳幼児期までを一貫した体系のもとで推進してきました。

近年、母子を取り巻く環境の変化は著しく、生活様式や考え方の多様化などから母子

の健康維持のあり方に不安を持つ母親が多くなっており、これまで以上に母子の健康状態の把握、適切な情報提供等が求められています。

このことから、保健・医療・福祉・教育関係者並びに地域活動組織との連携により健康相談・指導の充実、地域活動組織を育成・支援することが必要です。

乳児死亡率の年次推移

単位：出生千対

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
全国	3.0	2.8	2.8	2.6	2.6	2.6
岩手県	2.9	2.6	3.2	2.5	2.2	3.5
住田町	0	0	0	0	0	0

全国：国民衛生の動向 県町：保健福祉年報

2 学校保健

生活様式や価値観の多様化など児童を取り巻く環境が変わり、児童は、家庭でも、学校でも、社会においてもストレスにさらされやすい状況にあり、児童の精神的負担が増し、児童の心身両面の健全な発達に深刻な影響を与えています。

また、食生活の変化に伴い肥満傾向や高血圧、動脈硬化など、生活習慣病といわれる疾病等が増加する傾向にあります。

今後さらに、学校と家庭の連携を密にし、健康についての基礎的・基本的な知識を児童に理解させ、実践させていくことが必要です。

3 障がい児療育事業

心身の発達に不安のある幼児を対象に、健やかな発達に向けて支援し、育児不安の軽減を図るため「こども相談」や「子育て相談」を開設しています。

また、園児の障がいの早期発見に努めるため就学時健診を実施し、相談指導を行っています。

今後も、発達・発育・育児上の問題に対して適切な相談・指導を行います。

4 子どもの遊び場

児童の遊び場は、十分確保できているとは言えない状況にありますが、地域の人々の見守りやふれあいの中で、地域の自然を生かした空間整備等それぞれの地域特性を生かし安全で安心して遊べる場の確保が求められています。

5 子どもの体験活動

日常生活が便利になり豊かになっている反面、子どもたちの生活体験や自然体験の場が少なくなっており、地域住民との交流、自然とのふれあいを深めていくことが求められています。

このため、地域活動や子供会、スポーツ少年団活動に参加するとともに、演劇や音楽など優れた芸術・文化に接するなど学ぶこと、知ること、感じることなど通して喜びを見いだしていくことが子どもたちのよりよい成長を促します。

6 子どもの健全育成

少年非行は、全国的に非行も低年齢化や潜在化、悪質・巧妙化しており憂慮される状況にあります。

今後も少年非行防止をしていくためには、見守り活動や啓発運動を行い、子ども自身のモラルの向上、家庭・地域における非行防止意識の高揚を図っていくことが必要です。

また、児童虐待や配偶者からの暴力（DV）に対処していくためには、早期発見、早期対応が不可欠であり、各種健診や訪問事業を通じて発見、把握に努めるとともに、DVの相談をしやすい体制を整えていくことが必要です。

少年の健全育成に関する相談・指導などの徹底を図るため、家庭、学校、地域社会の連携により一層の強化が必要です。

第5 子育て支援施設等の状況

1 保育施設

少子化や施設の老朽化に対応するため、平成7年度において上有住、下有住地区の施設を「有住保育園」として統合新築し、平成14年度には住田幼稚園と世田米保育所を統合新築し「世田米保育園」として設置しています。

少子化時代における幼保一元化の中で、保育施設は「生涯学習の基礎を培う就学前教育」の視点と「保護者のニーズに応えた保育」の視点の双方の要請に応えることが求められています。

2 保育所の状況

(1) 入所状況

本町では現在、公立保育所2か所で保育を行っています。就学前児童数の減少に伴い、入所児童数は減少し続けていましたが、要保育児童数の増加や平成14年度からの「すみた幼児教育（保育）プラン」による幼保一元化施策の実施等、幼児教育の充実による保育所機能の拡充を図った結果、入所割合は増加し続けています。

(2) 特別保育事業

核家族化の進行や女性の社会進出などから保育需要は多様化しており、特別保育事業として、乳児保育、障がい児保育、延長保育、一時保育の各事業を実施しています。

乳児保育事業

有住保育園、世田米保育園において生後8ヶ月以上の乳児を対象に乳児保育を実施しています。

障がい児保育事業

障がい児保育は、早期療育事業として実施しています。

出生数が減少している中で、心身に障がいのある児童の割合がむしろ増加している状況にあり、保育所等に入所させ、集団活動により発達を促そうとする保護者が増えています。

今後、障がい児保育事業の充実のため、保育所、医療機関、児童相談所、保健福祉担当課、教育委員会、学校及び児童福祉機関等からなるネットワークの構築が必要です。

延長保育事業

通常の保育時間は、午前7時30分から午後6時30分までですが、保護者の勤務形態の多様化に対応し、午後7時までの延長保育を実施しています。

一時保育事業

保護者の就業形態等により、家庭での保育が断続的に困難になる児童の保育（非定型保育）と保護者の傷病、看護等により一時的に保育を要する児童の保育（緊急保育）に対応するため、一時的保育事業を実施しています。

3 地域子育て支援の状況

保育所に入所している児童の保護者だけでなく、広く地域全体の保護者を対象として、保健福祉センターにおいて、子どもや親同士の交流の場を提供するとともに、育児相談、子育てサークルの支援を行っています。

また、世田米保育園、有住保育園ともに園庭開放を行っています。

4 児童館の状況

健全な遊びを通じ児童への集団的、個別的指導により児童の健全育成を図っている下有住児童館は、多様な活動を展開しています。

子どもまつり、夕涼み会、みずき団子づくり、子ども映画会、子育てサークルへの活

動支援などの取り組みは定着し、今後も継続した活動が求められています。

児童館の利用者数

単位：人

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
下有住児童館	2,847	2,411	2,610

町保健福祉課

第6 家庭・学校・地域における子育ての支援

1 家庭における子育てへの支援

(1) 家庭教育の支援

妊産婦のための相談事業、乳幼児を持つ父母のための「乳幼児健康教育」、0歳児から中学校までの各時期にあわせて各種家庭教育学級などを実施しています。

各実施機関が個別に対応するのではなく保健・福祉・教育の連携を図り、総合的に家庭教育を支援することが必要です。

また、これから子育てを行おうとする親たちに家庭教育に関する情報や学習機会を提供していくことが必要です。

(2) 相談活動体制

子育ての相談については、保健福祉センター、公立保育所2か所で実施していますが、楽しく子育てができ育児不安の軽減を図っていくため、関係機関との連絡、連携を密にしながら相談業務の充実を図ることが必要です。

2 学校教育における子育て支援

(1) 学校教育

学校においては、知性と実行力のある心豊かな児童生徒の育成が求められており、子どもたちが自ら課題を見つけ、自ら考え、主体的に判断し問題を解決していく「学ぶ力」と「生きる力」の育成を図ることが求められています。

(2) 体験学習

地域の人々や自然とのふれあいなど、子どもの時期に学校外で自然体験・社会体験を積み重ねることが心豊かでたくましい子どもを育てることにつながります。

多様な体験が「生きる力」を育てることから地域社会や家庭との連携を深めた取り組みが必要です。

(3) 障がい児教育

小学校と中学校に特別支援学級を設置し、特別な支援のもとに適切な教育を行っています。障がい児が、その障害を克服して社会参加していくためには、障がい児に対

する小・中学校児童生徒や地域の人々の理解と認識を深めることが重要です。

このため、特別支援学級と普通学級の交流を進めるとともに、地域への理解を深める啓発活動を進めていく必要があります。

(4) 教育相談

教育相談員を配置し、いじめや不登校の問題などに対応するため、幼児・児童・生徒及び保護者等を対象に教育相談を行い、早期発見、早期対応に努めています。

また、関係機関と連携を図り巡回教育相談等を実施しています。

3 地域の子育て支援

(1) 子供会活動

子供会において子どもたちは、郷土芸能の伝承活動や地域文化の継承など多様な経験を通して学びあい、教えあいながら思いやりや豊かな心を育てています。

少子化の進行により子どもたちが減っていますが、地域と一体となった取り組みなどで様々な人たちの出会いや交流が図られ、一人ひとりの健やかな育成に大きな役割を果たしています。

(2) 地域でのボランティア活動

少子化が進む中で集団での生活機会が減っており、各種団体での活動を通して人々との交流や様々な体験により、学ぶことの喜びを見いだしていくことが大切です。

町内には社会貢献活動を行う団体、社会教育関係、芸術文化、スポーツ関係、社会福祉ボランティア登録団体など多様な活動を行う団体があり、これらへの参加が子どもたちのよりよい成長につながります。

そのために、こうした団体の円滑な運営確保を促進していくことが重要です。

(3) 児童委員の活動

32人の民生・児童委員、2人の主任児童委員がそれぞれの地域で、見守り、声かけ、訪問などふれあいの活動を行っています。

地域行動計画

第2章 各 論

第1 施策の具体的推進

地域における子育ての支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

- 地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援を行う地域子育て支援センターの設置に努めます。
- 地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握するため「地域子育て支援センター」の窓口を各保育所に設置し、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助の支援の充実に努めます。
- 子育てボランティアによる家庭保育の充実により、施設型保育を補完できるシステムの構築を地域の実情に併せ推進します。
- 放課後児童クラブや放課後子ども教室の円滑な運営を促進し、放課後児童の健全育成と安全確保を図ります。
- 保護者の就労・疾病により、家庭における養育が困難となった児童の児童福祉施設での短期預かり支援の実施に努めます。
- 主に乳幼児を持つ子育て中の親子の交流、集いの場を提供するため育児支援事業を促進します。
- 第3子以降の出産に対して祝い金を支給します。

2 保育サービスの充実

- 保育所の乳幼児の柔軟な受け入れなど多様な保育ニーズに対応するため、必要な保育士を確保するとともに、研修の充実により資質の向上に努めます。
- 労働形態の多様化に対応した乳児保育、延長保育、一時保育、障がい児保育を行う保育所の充実に努めます。また、夜間保育及び休日保育については、需要の動向を見極めながら対応を考えていきます。
- 特色ある保育所経営を推進するため、現在実施している地域住民との世代間交流をはじめとする地域活動事業を保育所の実情に合わせて、取り組める体制の整備に努めます。
- 乳幼児を含めた児童を預かる保育施設においては、災害や防犯に対する施設の安全への配慮が必要なことから、危機管理に対応したシステムの構築に努めます。
- 保育施設の環境改善を図るため施設整備の安全管理の徹底に努めます。
- 保育所での幼保一元化プランによる就学前教育を推進します。

3 子育て支援のネットワークづくり

- 地域子育て支援の基盤となる相談・支援サービスの充実や、地域子育て支援センタ

- 一、子育てサークル、保健福祉センター、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及び子育てボランティアなど身近な地域で日常的な子育てを支援する体制の充実に努めます。
- 子育てサークルの活動の場づくりや子育てサークルの交流を促進し、子育て中の母親等の子育てについての不安の解消が図られるよう努めます。
- 各種の子育て支援サービス情報をまとめた子育て支援マップ、子育てガイドブックの作成による分かりやすい情報の提供に努めます。
- 地域全体で子育て家庭を支えることができるよう講演会や研修会を開催し、子育てへの関心を高めていきます。

4 児童の健全育成

- 児童館においては、遊びを通じ児童の集団的及び個別的な指導により児童の健全育成を図っていきます。
- 就学児を持つ父母等が安心して仕事ができ、児童の健全育成が図られるよう学童クラブや放課後子ども教室の円滑な運営を促進します。
- 子どもの自主性を尊重した子供会活動を活性化し、地区PTAとの連携を図りながら、子供会が行うボランティア活動や地区活動の支援に努めます。
- 子育て経験者、高齢者、ボランティア、関係機関・団体相互の連携強化や研修会の実施等により指導者の資質の向上を図ります。また、民生児童委員・主任児童委員の協力を得ながら地域での子育て支援の充実に努めます。
- 異年齢児や他の地域との交流、郷土の伝統文化の伝承活動、地域行事への参加、スポーツ少年団等の交流活動を促進します。
- 保育所や学校など安全に遊べる施設を広く地域に開放していきます。
- 警察、学校、地域社会や関係機関・団体などと連携して、街頭指導やキャンペーン事業等を実施し、非行の防止と保護の徹底の充実に努めます。
- 子育てサークル、子供会との連携による健全育成の促進に努めます。

5 経済的負担の軽減

- 児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため子ども手当を支給します。
- 乳幼児医療及びひとり親家庭の医療費の負担を軽減するため、医療費助成制度を継続します。また、中学生までの医療費を無料とし、更なる子育て支援の充実に努めます。
- 高校生や大学生などに対して奨学資金を貸付し、教育を受ける機会を広げるとともに保護者の教育費の負担軽減に努めます。

母性並びに乳児及び児童などの健康の確保及び増進

1 子どもや母親の健康の確保

- 結婚前からの母性教育、妊娠早期から分娩、新生児期及び幼児期までの健康教育、健康相談、健康診査、療育指導など一貫した保健サービスを体系的に提供するとともに、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携により、きめ細やかな母子保健の充実に努めます。
- 生活習慣病予防のための小児肥満対策や歯科保健など保健指導を継続的に実施していきます。
- 子どもを安心して出産し育てられるよう、妊娠初期から保健指導を行うとともに、高齢出産などの場合においても安心して出産、育児ができるよう医療機関と連携し、母子の健康管理の充実に努めます。
- 子どもの安らかな心の発達を促すとともに、育児不安やストレスを軽減し子育てが楽しめるよう育児支援に努めます。
- 疾患の早期発見、早期療育の確保、保健指導の実施を図り、多様化する母子保健の対応や適切な子育て支援の充実に努めます。また、保健師、栄養士の研修会等への参加を通して資質の向上に努めていきます。

2 食育の推進

- 朝食の摂取率低下など食習慣の乱れや、思春期やせ症に見られるような心と身体の問題が子どもたちに生じており、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣が体得できるよう食育の推進に努めます。
- 心身の健全育成を図るため、保健、教育など関係機関と連携して、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくりなどの体験活動への子どもの参加等により食を通じた豊かな人間性、良好な家族関係の形成を促進します。
- 妊産婦を対象とした食に対する学習の機会や情報を提供し、母体の健康確保に努めます。

3 思春期保健対策の充実

- 安全に安心して妊娠・出産するためには、健全な母性・父性を育むことが大事であり、思春期において適切な健康管理ができていなければならないことから、健康に対する基礎的・基本的な知識を習得させる健康教育の充実に努めます。
- 児童生徒に対する健康診断や生活習慣病の予防のための健康教育を実施し、望ましい生活習慣の習得を促進します。
- 思春期の男女に対する性感染症、避妊、喫煙、食習慣についての教育や相談、情報

の提供を行うとともに、たばこやアルコール依存、薬物乱用などの防止についての指導を推進します。

4 小児医療への対応

- 小児救急医療の充実や小児医療体制の取組みを促進するため関係機関との連携を図っていきます。

職業生活と家庭生活との両立の推進

1 多様な働き方の実現

- 事業所における育児・介護休業制度の普及と活用しやすい職場環境づくりを関係機関と連携して促進します。
- 女性就業者の妊娠中及び出産後の適切な健康管理が図られるよう、事業所に対し、母性尊重と母性健康管理の必要性について周知するとともに、必要に応じて健康診査や医療が受けられるよう時間の確保について町内事業所及び労働基準監督署などの関係機関と連携して啓発に努めます。
- 育児期間中の男女就業者が、子どもの養育のため弾力的な勤務時間が選択できるよう、事業所においてフレックスタイム制や短時間勤務体制などの導入を町内事業者などと連携して促進します。
- 子どもの看護のための休暇制度の導入促進に努めます。
- 出産や育児のために退職した女性の再就職については、公共職業安定所などの関係機関と連携して再雇用の支援に努めます。
- 再就職の希望者については、公共職業安定所などの関係機関と連携して相談窓口を充実させます。

2 仕事と子育ての両立の支援

- 仕事と子育ての両立が可能になるよう、育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援などの各種制度の情報提供を行います。
- 仕事と子育ての両立が可能になるよう、育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援などの各種制度の情報提供を行います。
- 育児をしながら働く男女就業者を支援するため、町内2カ所の保育所での保育サービスの充実、円滑な児童館の運営、放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実促進に努めます。また、障がい児を持つ家庭の負担を一時的に軽減するため、障がい児の一時預かりに取り組んでいきます。

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成

- いきいきと子どもを育む親の意識醸成を促進するため、地域や家庭、職場、学校教育などを通じ、男女平等意識や男女共同参画意識の普及定着を図るとともに、家事、育児の知識・技術の習得など、多様な学習機会の提供を推進します。
- 子育てに関する知識の習得や社会全体で子育てを支援する気運を醸成するため、子育てについての意識啓発や情報提供を行うとともに、各種講座やセミナーなどの開催を推進します。
- 中・高校生が、子どもを産み育てることの意義を理解し、命や家庭の大切さを理解できるようにするため、保育園、児童館及び乳幼児健診などの場を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組みを推進します。

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備

- 一人ひとりの能力・適性に応じた教育を進め、基礎的な知識・技術を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うため、きめ細かな指導や指導方法の一層の工夫・改善に努めます。
- 児童生徒のよりよい人間形成のため、学校・家庭・地域社会の役割分担を明らかにするとともに、三者が連携・協働した生活体験や自然体験など体験活動の場の拡大に努めます。
- 学校行事の厳選などにより標準授業時間数の確保に努め、自然や地域社会などとのふれあいや、ボランティア、健康、環境、情報、国際理解などの分野を取り入れた創意ある教育課程の編成に努めます。
- 児童生徒や家庭、地域の実態把握に努め、各関係機関との連携を図り、地域ぐるみで交通事故やいじめ、非行などの未然防止や問題行動の解決に努めます。
- 心身症、引きこもり、不登校、いじめ、性に関する悩みなどに対応するため、教職員の研修参加を促進するとともに、学校医の協力を得ながら相談の充実に努めます。
- 体験的な活動を通し「生きる力」の育成を図るため、総合的な学習の時間を活用し地域の人々との交流を促進します。
- 各種研究会や指定研究などについて充実を図るとともに、校内研究会を構成する若手教員を育成し、新学習指導要領の趣旨の徹底を図ります。
- 就学前の言語障がいのある幼児を対象に相談や指導を行い、円滑な就学を支援します。
- 基本的な生活習慣と生涯にわたる健康の基礎を築けるよう必要な正しい知識の習得のため、児童生徒の発達段階に応じた健康指導を行います。

また、家庭や地域と連携して望ましい食習慣の習得のため、児童生徒の栄養バランスに配慮し安全な給食の提供や食に関する指導を行います。

3 家庭や地域の教育力の向上

- 家庭の教育力の向上を図るため、子育てに関する情報提供や、親同士の交流を図る機会や学習会の提供に努めます。
- 子どもたちの思いやりの心、豊かな感性、自主的にものごとに取り組むことのできる「生きる力」を育むため、自然体験活動、地域における生活体験や社会体験、異年齢集団での交流活動の場など、子どもたちの多様な学習機会の提供に努めます。
- 子どもや保護者に、自然体験や社会体験などの学校外活動に関する各種情報を提供し、子どもや保護者の主体的な活動を支援します。

4 子どもを取り巻く有害情報対策の推進

- 多様なメディアから流される性や暴力などの有害情報は、子どもに対する悪影響が懸念されることから、関係機関・団体やPTA、ボランティアなどの地域住民と連携・協力して、関係業界に対する自主的措置を働きかけていきます。
- 自他の権利を尊重し、情報社会での責任を持つことや、危険回避など情報を正しく安全に利用することなど、児童生徒への情報モラルについての指導の充実に努めます。

要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進

1 児童虐待防止対策の充実

- 乳幼児健康診査などにより児童虐待の早期発見に努めるとともに、要保護児童に関する通告義務についての啓発を行います。要保護児童について適切かつ早期に対応するため、児童相談所、民生児童委員・主任児童委員、保健医療機関、警察等関係機関による養育支援のネットワークの充実・強化を図ります。
- 関係機関との連携のもとに生活に様々な問題を抱えた女性の相談に応じるとともに、家庭内における配偶者からの暴力（DV）の防止に当たっては、警察や関係機関との連携により迅速な対応を図ります。
- 保護者の育児不安や虐待・いじめなどの問題に早期に対応するため、相談体制の整備・充実に努めるとともに「地域子育て支援センター」を設置し親と子の心の健康づくりの充実に図っていきます。

2 母子家庭等の自立支援の推進

- 母子家庭・父子家庭などひとり親家庭の生活安定のため、社会的・経済的な自立支援策の実施に努めます。
- 母子家庭の母親の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体などの受注機会の増大への配慮など、必要な施策を講ずるよう努めます。
- 母子家庭等に対する相談体制の充実を図るとともに、子育ての情報提供に努めます。

3 障がい児療育事業の充実

- 精神・運動発達などに障がいを起こす恐れのある乳幼児の早期発見に努め、早期に適切な指導をします。
- 「子育て相談」や「こども相談」における療育指導の充実を図るとともに、介護者のリフレッシュ事業の充実に努めます。
- 早期から教育相談や就学指導の充実を図るとともに、すべての子どもの能力や可能性を最大限にのばしていく教育に努めます。
- 障がいのある子どもの発達を促進するため、学校内での交流教育をはじめ、学校交流及び地域交流を積極的に推進します。
- ノーマライゼーションの視点に立ち、地域に根ざした障がい児教育を広げるとともに、居住地における交流活動を推進するなど、多様で継続的な交流活動の工夫に努めます。

子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅の確保

- 若年の共働きの世帯も入居できるような良質な町営住宅の供給に努めます。
- 持ち家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報の提供に努めます。

2 良好な居住環境の確保

- 化学物質は、人の健康や生態系に対する影響が懸念されることからダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質について、シックハウス対策などの啓発活動や情報提供に努めます。
- 室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策に関する相談や指導に努めます。

3 安全な道路交通環境の整備

- 子どもや子ども連れの親などにも配慮した交通安全施設の整備を促進するとともに、子どもの交通事故防止についての広報・啓発活動を推進します。
- 事故発生割合の高い地区においては、歩道などの整備を進め、生活道路における車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化などを推進します。

4 安心して外出できる環境の整備

- 妊産婦や乳幼児連れの親などすべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物において、段差の解消等のバリアフリー化に努めます。
- 公共施設や民間施設を問わず、不特定多数の人が利用する施設への託児コーナー、授乳コーナーなどの設置に努めます。

5 安全・安心なまちづくりの推進

- 通学路や公園等における防犯灯設置等防犯設備の整備に努めます。
- 防災・防犯意識の高揚を図るための広報活動を推進します。

子ども等の安全の確保

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- 子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、学校等関係団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。
- 子ども及び子育てを行う親などを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を段階的かつ体系的に行うとともに、交通安全教育に当たる職員、教員などの指導力の向上や地域の指導者の育成を図り地域の実情に即した交通安全対策を推進します。
- チャイルドシート着用の徹底を図るため、保護者への指導・助言・情報提供などの普及啓発活動を積極的に展開します。

2 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

- 住民の自主防犯活動を促進するとともに、子どもを犯罪・事故の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を確保しながら青少年非行や犯罪が起こらない環境づくりに努めます。
- 子どもの緊急避難場所である「子ども110番の家」の維持を通して地域の防犯意識を高めていきます。

3 被害に遭った子どもの保護の推進

- 犯罪、いじめ、児童虐待などにより被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減や回復のためのカウンセリング、保護者への助言など、学校、児童相談所、保健所等と連携し、きめ細やかな支援を実施します。
- 学校における心身症、引きこもり、不登校、いじめ、性に関する悩みなどについては、教職員による相談や学校医の積極的な活用により児童生徒の悩み等への速やかな対応に努めます。

第2 次世代育成支援コミュニティの構築

次世代育成コミュニティの形成を進めるに当たっては、少子化対策を総合的・計画的に推進するための基盤となる組織として「住田町次世代育成支援対策地域協議会」を設置しています。

この組織を中心として、妊娠・出産期から思春期や成人にわたる住民のライフステージに応じて「母子保健ユニット」、「子育て支援ユニット」、「子育て相談ユニット」、「健全育成ユニット」、「思春期ユニット」の5つの課題解決ユニット（支援サービスグループ）を設けています。

1 「住田町次世代育成支援対策地域協議会」

住田町次世代育成支援対策協議会は、地域における子育て支援 健康の確保増進 教育環境の整備 良質な住宅・居住環境の確保 仕事と家庭生活の両立など次世代育成支援対策の推進に関し協議するものです。

2 五つのユニット

「母子保健」「子育て支援」「子育て相談」「健全育成」「思春期」の各ユニットを設定し、それぞれのライフステージで対応すべき機能の確保を図ろうとするものです。

《推進機構とユニット(次世代育成支援コミュニティ)の主な機能》

区 分		主 な 機 能	主な関係施設・サービス提供者等	
次世代育成支援コミュニティ	次世代育成支援推進機構	次世代育成支援対策地域協議会 総合相談、情報提供、意識啓発機能 サービスコーディネート機能	少子化対策にかかる計画策定、ニーズ等の調査分析及び事業評価・改善など 子育て総合相談窓口、子育て情報ネットワークの構築など 各ユニット・サービス間等の総合的なサービスコーディネートなど	
	ライフステージに応じた課題解決ユニット	母子保健ユニット	出産を迎える妊婦・家族に対する支援機能 母性の保護と乳幼児保健の支援機能	保健福祉センター、保健推進委員、民生児童委員 かかりつけ医、保健師
		子育て支援ユニット	子育てと就労の両立を図る施設機能 子育てを地域で支えるための相互支援機能	保育所（特別保育） 家庭保育支援者（子育てボランティア） 社会福祉協議会
		子育て相談ユニット	育児、発育、発達にかかる相談機能 保健・医療にかかる相談機能	保育所（子育て支援センター、子育て支援活動）、公民館、子育てボランティア、民生児童委員、主任児童委員、児童相談所、児童家庭支援センター 保健福祉センター、かかりつけ医、保健師など
		健全育成ユニット	昼間、保護者のいない児童への対策機能 広く一般児童の健全育成を推進する機能	放課後児童クラブ 放課後子ども教室 児童館、PTA、子供会、子育てサークル、公民館、スポーツ少年団
		思春期ユニット	思春期・いじめ・不登校・虐待等に係る相談に対応できる支援機能 専門的な相談支援機能	児童相談所、主任児童委員、小中学校等（学校医・養護教諭等）、子育てボランティア、かかりつけ医、保健師 保健福祉センター、中学校、児童福祉施設

第3 主要事業及び事業目標

1 主要な指標（後期計画H22～26）

単位：箇所

事業名	前期行動計画 (17～21)	現 状 (平成21年度)	後期行動計画 (22～26)	備考
通常保育事業	170人	130人	140人	
(うち、許認可保育所受入数)	170人	130人	140人	
[認可保定員数]	170人	130人	140人	
特定保育事業				
延長保育事業	2箇所	2箇所	2箇所	
夜間保育事業				
トワイライトステイ事業				
休日保育事業				
病児・病後児保育事業				
放課後児童健全育成事業	2箇所	1箇所 18人	1箇所 15人	国庫補助対象
地域子育て支援拠点事業	1箇所		1箇所	
(うち、ひろば型)	1箇所		1箇所	
一時預かり事業	2箇所	2箇所 138人	2箇所 130人	
ショートステイ事業				
ファミリー・サポートセンタ ー事業				

2 施策の体系

1 子育てをしているすべての家庭を支援するために

施策の方針	施策の具体的推進	主要事業
1 地域における子育ての支援	1 地域における子育て支援サービスの充実	1 子育て短期支援事業 2 子育てボランティア事業 3 放課後児童健全育成事業 4 育児支援事業 5 地域子育て支援センター設置事業 6 子育て支援コーディネーター配置事業
	2 保育サービスの充実	7 乳児保育事業 8 延長保育事業 9 一時保育事業（一時預かり事業） 10 障がい児保育事業 11 保育所地域活動事業 12 保育所施設危機管理整備事業 13 保育所遊具等整備事業 14 幼児教育の充実
	3 子育て支援のネットワークづくり	15 子育てサークル等支援事業 16 子育てマップ等作成事業 17 ホームページ開設事業 18 講演会・研修会等開催事業
	4 児童の健全育成	19 子供会活動支援事業 20 ボランティア活動支援事業 21 民生児童委員活動事業 22 ふれあい交流事業 23 スポーツ少年団支援事業 24 芸術・文化活動支援事業 25 児童遊園等整備事業 26 保育所園庭開放事業 27 学校施設開放事業 28 青少年問題協議会
	5 経済的負担の軽減	29 子ども手当支給事業 30 乳幼児・妊産婦医療費助成事業 31 ひとり親家庭医療費助成事業 32 子育て支援医療費助成事業 33 奨学金貸付事業

2 母性並びに乳児及び児童などの健康の確保及び増進	1 子どもや母親の健康の確保	34 健康教育事業 35 健康相談事業 36 健康診査事業 37 発達相談事業 38 予防接種事業 39 母親（両親）教室事業
	2 食育の推進	40 母子栄養管理事業 41 料理教室開催事業
	3 思春期保健対策の充実	42 思春期教室事業
	4 小児医療への対応	43 小児医療対策事業

2 子育てにやさしい職場環境づくりのために

施策の方針	施策の具体的推進	主要事業
3 職業生活と家庭生活との両立の推進	1 多様な働き方の実現	44 育児休業制度等普及啓発事業 45 女性就労者健康管理啓発事業 46 子ども看護休暇制度啓発事業
	2 仕事と子育ての両立の支援	47 育児支援各種情報提供事業

3 親と子の学びと育ちを応援するために

施策の方針	施策の具体的推進	主要事業
4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 次代の親の育成	48 男女共同参画啓発事業 49 少子化意識啓発事業 50 ふれあい体験事業
	2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備	51 総合的な学習の時間取組み支援事業 52 体験学習推進事業 53 障がい児教育事業 54 適応指導教室設置事業 55 情報教育推進事業 56 情操教育推進事業 57 ボランティア活動推進事業
	3 家庭や地域の教育力の向上	58 家庭教育支援事業 59 青少年体験学習事業
	4 子どもを取り巻く有害情報対策の推進	60 地域安全活動推進事業

5 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進	1 児童虐待防止対策の充実	61 児童養育支援ネットワーク事業 62 児童虐待相談事業 63 家庭児童相談事業
	2 母子家庭等の自立支援の推進	64 女性相談事業 65 母子家庭等就業推進事業 66 母子福祉資金等貸付事業
	3 障がい児療育事業の充実	67 療育相談事業 68 地域交流推進事業

4 子どもが健やかに育つ安心な町づくりのために

施策の方針	施策の具体的推進	主要事業
6 子育てを支援する生活環境の整備	1 良質な住宅の確保	69 住宅環境の整備促進事業 70 公営住宅建設促進事業
	2 良好な居住環境の確保	71 化学物質環境対策事業 72 シックハウス対策事業
	3 安全な道路交通環境の整備	73 交通安全啓発事業 74 交通安全施設等整備事業
	4 安心して外出できる環境の整備	75 ユニバーサルデザイン化推進事業 76 バリアフリー化推進事業 77 託児コーナー等設置推進事業
	5 安全・安心なまちづくりの推進	78 防犯設備整備事業 79 広報啓発活動事業
7 子ども等の安全の確保	1 子ども交通安全を確保するための活動の推進	80 子どもの交通事故防止対策事業 81 交通安全教育事業 82 チャイルドシート普及啓発活動事業
	2 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進	83 地域防犯活動推進事業 84 子ども110番の家推進事業
	3 被害に遭った子どもの保護の推進	85 継続的支援活動事業

3 主要事業及び事業目標

1 地域における子育ての支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

	事業名	事業内容	平成16年度 の状況	中間年次 の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
1	子育て短期支援事業	保護者が保育の困難な期間、児童を施設において一時的に預かる。	委託	委託	委託	保健福祉課
2	子育てボランティア事業	一定の基準による子育てボランティアの活用により居宅において少人数の乳幼児を保育する。	-	-	1箇所	保健福祉課
3	放課後児童健全育成事業	小学校低学年児童等を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置・運営を促進する。	-	放課後児童 クラブ 1箇所 放課後子ども 教室 2箇所	放課後児童 クラブ 1箇所 放課後子ども 教室 2箇所	教育委員会 保健福祉課
4	育児支援事業	主に乳幼児を持つ子育て中の親子の交流、つどいの場を提供する育児支援事業を促進する。	実施	実施	実施	保健福祉課
5	地域子育て支援センター設置事業	地域の保育所等による地域の子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルへの支援活動等の総合的な実施を促進する。	-	-	1箇所	保健福祉課
6	子育て支援コーディネーター配置事業	多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供、ケースマネジメント、利用援助等を行う。	-	-	1箇所	保健福祉課

2 保育サービスの充実

	事業名	事業内容	平成16年度 の状況	中間年次 の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
7	乳児保育事業	乳児保育を継続して実施し、その充実を図る。	2箇所	2箇所	2箇所	教育委員会
8	延長保育事業	開所時間を超える保育を継続して実施し、その充実を図る。	2箇所	2箇所	2箇所	教育委員会

9	一時保育事業 (一時預かり事業)	冠婚葬祭や疾病等保護者の緊急時に一時的保育事業を実施する。	2箇所	2箇所	2箇所	教育委員会
10	障がい児保育事業	障がい児の早期療育事業として実施する。	2箇所	2箇所	2箇所	教育委員会
11	保育所地域活動事業	地域住民との世代間交流をはじめとする保育所地域活動を、保育所の実情に合わせて実施する。	2箇所	2箇所	2箇所	教育委員会
12	保育施設危機管理整備事業	火災への対応、部外者の侵入を防止するなど安全に配慮し、危機管理に対応した設備の整備を促進する。	2箇所	2箇所	2箇所	教育委員会
13	保育所遊具等整備事業	遊具の整備に努め保育環境の充実を図る。	2箇所	2箇所	2箇所	教育委員会
14	幼児教育の充実	すみた幼児教育(保育)プランにより、就学前教育を担う保育所の充実を図る。	2箇所	2箇所	2箇所	保健福祉課 教育委員会

3 子育て支援のネットワークづくり

	事業名	事業内容	平成16年度の状況	中間年次の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
15	子育てサークル等支援事業	子育てサークルなどの活動の場づくりを進め、子育てサークルの交流やネットワークづくりを推進する。	1団体	1団体	2団体	保健福祉課
16	子育てマップ等作成事業	各種の子育てサービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックを作成、支援する。	-	作成配付	作成配付	保健福祉課
17	ホームページ開設事業	子育てサービス等の状況について、インターネット・ホームページ開設による情報提供を行う。	開設	拡充	拡充	保健福祉課
18	講演会・研修会等開催事業	講演会・研修会など子育てに関する学習の場の提供に努める。	随時	随時	随時	保健福祉課 教育委員会

4 児童の健全育成

	事業名	事業内容	平成16年度の状況	中間年次の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
19	子供会活動支援事業	子供会が行うボランティア活動や地区活動を支援し、子どもの自主性、主体性を育てていく。	16団体	16団体	16団体	教育委員会
20	ボランティア活動支援事業	子育てを支援するボランティアを養成し、地域住民の各種ボランティア活動を支援する。	10団体	10団体	10団体	保健福祉課 教育委員会
21	民生児童委員活動事業	民生児童委員・主任児童委員による子どもや家庭に対する相談、援助活動を促進する。	民生児童委員 34人	民生児童委員 34人	民生児童委員 34人	保健福祉課
22	ふれあい交流事業	福祉施設等での世代間交流や郷土芸能などの伝承活動、料理教室など親子でふれあい交流する機会の促進を図る。	小・中・高生	小・中・高生	小・中・高生	保健福祉課 教育委員会
23	スポーツ少年団支援事業	スポーツを通じ個々人の可能性や集団の中での協調性、積極性を養うため、スポーツ少年団での活動を奨励する。	8団体	8団体	8団体	教育委員会
24	芸術・文化活動支援事業	子どもや青少年に優れた芸術や文化にふれる鑑賞機会の拡充を図る。	随時	随時	随時	教育委員会
25	児童遊園等整備事業	子どもが安心して遊べる児童遊園等の整備を促進する。	-	-	1箇所	保健福祉課
26	保育所園庭開放事業	保育園入所前の子や親等に園庭を開放し、遊び場や交流の機会を提供し、保育の支援に努める。	1箇所	2箇所	2箇所	保健福祉課
27	学校施設開放事業	放課後や休日等における体育館、運動場等の学校施設の開放を行う。	小・中学校 5校	小・中学校 4校	小・中学校 4校	教育委員会
28	青少年問題協議会	青少年の補導、育成、保護及び矯正に関する施策の実施のため、関係機関・団体との連絡調整を図る。	設置	設置	設置	教育委員会

5 経済的負担の軽減

	事業名	事業内容	平成16年度 の状況	中間年次 の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
29	子ども手当支給事業	児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため、子ども手当を支給する。	児童手当 制度	児童手当 制度	子ども 手当	町民生活課
30	乳幼児・妊産婦医療費 助成事業	乳幼児・妊産婦に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、生活の安定と福祉の増進を図る。	乳幼児・妊 産婦	乳幼児・妊 産婦	乳幼児・妊 産婦	町民生活課
31	ひとり親家庭医療費 助成事業	ひとり親家庭に対して医療費の一部を給付することにより、健康保持と福祉の増進を図る。	母子家庭	母子家庭 父子家庭	ひとり親 家庭	町民生活課
32	子育て支援医療費助 成事業	義務教育就学児童に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、保護者の経済的負担の軽減と子育て支援体制の充実を図る。	-	小中学生	小中学生	町民生活課
33	奨学金貸付事業	高校生及び大学生等に対して奨学資金の貸付を継続し、保護者の負担軽減に努める	貸付	貸付	貸付	教育委員会

2 母性並びに乳児及び児童などの健康の確保及び増進

1 子どもや母親の健康の確保

	事業名	事業内容	平成16年度 の状況	中間年次 の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
34	健康教育事業	離乳食の指導、遊びの指導、歯磨き指導を実施する。また、肥満度が高い幼児を対象に肥満予防教室を実施する。	保健福祉セ ンター 1箇所	保健福祉セ ンター 1箇所	保健福祉セ ンター 1箇所	保健福祉課
35	健康相談事業	地域ぐるみで健やかに子どもを産み育てるため育児不安を持つ母親などへの相談指導を推進する。	保健福祉セ ンター 1箇所	保健福祉セ ンター 1箇所	保健福祉セ ンター 1箇所	保健福祉課
36	健康診査事業	乳児健康診査（個別）1.6・3歳	保健福祉セ	保健福祉セ	保健福祉セ	保健福祉課

		児健康診査（集団）を継続して実施する。	ンター 1箇所	ンター 1箇所	ンター 1箇所	
37	発達相談事業	集団健診等において発達に遅れがみられ経過観察を要する子どものすこやかな発達を促すため、発達相談を実施する。	保健福祉センター 1箇所	保健福祉センター 1箇所	保健福祉センター 1箇所	保健福祉課
38	予防接種事業	予防に重点を置いた子どもの健康づくりとして、集団、個別接種の高い接種率の維持と未接種者の接種に努める。	乳幼児が対象となる予防接種の就学前摂取率 100%	乳幼児が対象となる予防接種の就学前摂取率 100%	乳幼児が対象となる予防接種の就学前摂取率 100%	保健福祉課
39	母親（両親）教室事業	親同士が交流できる場の提供と子育てに関する知識と情報を提供する。	-	年 10 回	年 10 回	保健福祉課

2 食育の推進

	事業名	事業内容	平成 16 年度の状況	中間年次の状況 平成 21 年度	事業目標 目標年次 平成 26 年度	担当課
40	母子栄養管理事業	妊産婦や乳幼児の正しい食生活の普及を図るため、妊産婦等を対象とした食に対する学習の機会や情報の提供に努める。	相談指導	相談指導	相談指導	保健福祉課
41	料理教室開催事業	乳幼児から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供をすすめるため、各種料理教室の実施に努める。	年 3 回	年 3 回以上	年 3 回以上	保健福祉課

3 思春期保健対策の充実

	事業名	事業内容	平成 16 年度の状況	中間年次の状況 平成 21 年度	事業目標 目標年次 平成 26 年度	担当課
42	思春期教室事業	中高生・保護者・関係者に対し性教育、喫煙、アルコール依存、薬物乱用など啓発指導の講演会開催	年 4 回	年 1 回	年 1 回	保健福祉課

4 小児医療への対応

	事業名	事業内容	平成16年度 の状況	中間年次 の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
43	小児医療対策事業	小児医療の充実や小児医療体制の取り組みを促進するため、関係機関との連携を図る。	1箇所	1箇所	1箇所	保健福祉課

3 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 多様な働き方の実現

	事業名	事業内容	平成16年度 の状況	中間年次 の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
44	育児休業制度等普及啓発事業	事業所における育児休業制度の一層の普及を促進するため、啓発活動の推進に努める。	広報活動	広報活動	広報活動	保健福祉課
45	女性就労者健康管理啓発事業	妊娠中、出産後の女性労働者の健康管理、母性保護を図るための啓発活動の推進に努める。	広報活動	広報活動	広報活動	保健福祉課
46	子ども看護休暇制度啓発事業	子どもの看護のための休暇制度普及の啓発に努める。	広報活動	広報活動	広報活動	保健福祉課

2 仕事と子育ての両立の支援

	事業名	事業内容	平成16年度 の状況	中間年次 の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
47	育児支援各種情報提供事業	育事休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援等の各種制度の情報提供に努める。	広報活動	広報活動	広報活動	保健福祉課

4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成

	事業名	事業内容	平成16年度の状況	中間年次の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
48	男女共同参画啓発事業	男女の平等意識や男女共同参画意識を醸成するため、あらゆる機会を通じて広報活動を推進する。	啓発活動	啓発活動	啓発活動	各課
49	少子化意識啓発事業	少子化対策の円滑な実施に向け、町広報による意識啓発や情報提供を行い、各種講座やセミナー等を開催する。	啓発活動	啓発活動	啓発活動	保健福祉課
50	ふれあい体験事業	中学生に、乳幼児とふれあう機会を設け、生命の尊さを学ぶことを通して母性、父性の育成を図る。	中学生1校	中学生2校	中学生2校	保健福祉課 教育委員会

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

	事業名	事業内容	平成16年度の状況	中間年次の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
51	総合的な学習の時間 取組み支援事業	各々の個性を尊重し、その能力をのばす教育を行う。	小・中学校 5校	小・中学校 4校	小・中学校 4校	教育委員会
52	体験学習推進事業	児童生徒の生活体験、社会体験、自然体験等、体験活動を推進する。	小・中学校 5校	小・中学校 4校	小・中学校 4校	教育委員会
53	障がい児教育事業	障がいのある子どもについて、一人ひとりの障害や程度に応じた教育を行う。	特別支援学級3校、ことばの教室1校 幼児ことばの教室年1回	特別支援学級3校、ことばの教室1校 幼児ことばの教室年1回	特別支援学級3校、ことばの教室1校 幼児ことばの教室年1回	教育委員会
54	適応指導教室設置事業	不登校生徒を対象に、学校生活への復帰を目指し、集団への適応力の回復を図る。	随時	随時	随時	教育委員会
55	情報教育促進事業	小・中学校において、情報通信の機能や仕組みを理解利用できる	設置済	設備の充実	設備の充実	教育委員会

		能力を身につけさせる情報教育の充実を図る。				
56	情操教育推進事業	保育所・小・中学校において、動物の飼育や植物の栽培を通じて豊かな心を育む教育を推進する。	保育所 2 園 小・中学校 5 校	保育所 2 園 小・中学校 4 校	保育所 2 園 小・中学校 4 校	教育委員会
57	ボランティア活動推進事業	資源回収や清掃活動などのボランティア活動を推進する。	小・中学校 5 校	小・中学校 4 校	小・中学校 4 校	教育委員会

3 家庭や地域の教育力の向上

	事業名	事業内容	平成 16 年度 の状況	中間年次 の状況 平成 21 年度	事業目標 目標年次 平成 26 年度	担当課
58	家庭教育支援事業	小中学校等において、子育ての学習や情報提供のほか、相談や親子の交流等を実施し、家庭教育の推進を図る。	家庭教育学 級 7 講座	家庭教育学 級 6 講座	家庭教育学 級 6 講座	教育委員会
59	青少年体験学習事業	小中学生に野外活動や郷土学習、交流など体験活動の機会を提供する。	体験学習	体験学習	体験学習	教育委員会

4 子どもを取り巻く有害情報対策の推進

	事業名	事業内容	平成 16 年度 の状況	中間年次 の状況 平成 21 年度	事業目標 目標年次 平成 26 年度	担当課
60	地域安全活動推進事業	関係機関・団体などが地域住民と連携・協力して関係業界に対する子どもへの有害情報の自主的規制の働きかけを推進する。	地域安全活 動	地域安全活 動	地域安全活 動	各課

5 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進

1 児童虐待防止対策の充実

	事業名	事業内容	平成 16 年度 の状況	中間年次 の状況 平成 21 年度	事業目標 目標年次 平成 26 年度	担当課
61	児童養育支援ネットワーク事業	要保護児童対策協議会の充実と関係者会議の設置により、相談支援活動の拡充を図り、児童虐待の未然防止に努める	広報活動未然防止	関係者会議の設置	関係者会議の運営	保健福祉課
62	児童虐待相談事業	地域に密着した相談の充実を図るとともに、要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発に努める。	相談指導	相談指導	相談指導	保健福祉課
63	家庭児童相談事業	いじめや不登校など、家庭の児童養育についての指導・援助の充実を図り、児童の自主性、社会性の支援に努める。	相談指導	相談指導	相談指導	保健福祉課

2 母子家庭等の自立支援の推進

	事業名	事業内容	平成 16 年度 の状況	中間年次 の状況 平成 21 年度	事業目標 目標年次 平成 26 年度	担当課
64	女性相談事業	様々な問題を抱えた女性の相談・指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者からの暴力（DV）の防止に努める。	相談指導	相談指導	相談指導	保健福祉課
65	母子家庭等就業推進事業	関係機関・団体との連携を図り、就業相談、講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援の推進に努める。	相談指導	相談指導	相談指導	保健福祉課
66	母子福祉資金等貸付事業	母子家庭等に対し就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉を推進する。	相談指導	相談指導	相談指導	保健福祉課

3 障がい児療育事業の充実

	事業名	事業内容	平成16年度の状況	中間年次の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
67	療育相談事業	発達の遅れや障がいのある子どもの療育相談に対応するとともに、療育指導及び保護者の精神的ケア等に努める。	保健福祉センター 1箇所	保健福祉センター 1箇所	保健福祉センター 1箇所	保健福祉課
68	地域交流推進事業	学校間・学級間の交流及び学習の成果を地域へ紹介し、地域交流を推進する。	小・中学校 5校	小・中学校 4校	小・中学校 4校	教育委員会

6 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅の確保

	事業名	事業内容	平成16年度の状況	中間年次の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
69	住宅環境の整備促進事業	居住者が住みやすいと実感できるユニバーサルデザインによる住環境の整備を促進する。	-	随時	随時	建設課
70	公営住宅建設促進事業	良質な公営住宅の整備を促進する。	整備拡充	整備拡充	整備拡充	建設課

2 良好な居住環境の確保

	事業名	事業内容	平成16年度の状況	中間年次の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
71	化学物質環境対策事業	化学物質による居住環境への影響等の情報提供を行う。	啓発指導	啓発指導	啓発指導	建設課
72	シックハウス対策事業	室内空気感染についての相談に対応する。	啓発指導	啓発指導	啓発指導	建設課

3 安全な道路交通環境の整備

	事業名	事業内容	平成16年度の状況	中間年次の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
73	交通安全啓発事業	交通事故防止についての広報・啓発活動を行う。	啓発指導	啓発指導	啓発指導	総務課
74	交通安全施設等整備事業	交通事故を防止し、安全、円滑、快適な交通環境の確保を図る。	点検整備	点検整備	点検整備	建設課 総務課

4 安心して外出できる環境の整備

	事業名	事業内容	平成16年度の状況	中間年次の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
75	ユニバーサルデザイン推進事業	子ども連れで安心して外出ができ、楽しく安全に遊び、生活できるようユニバーサルデザイン化の町づくりを推進する。	点検活動	点検活動	点検活動	各課
76	バリアフリー化推進事業	公共施設、交通機関等について、妊婦や子ども連れが安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を推進する。	一部実施	実施	実施	各課
77	託児コーナー等設置推進事業	不特定多数の人が利用する施設において、託児コーナー、授乳コーナー等の設置を促進する。	2箇所	3箇所	4箇所	保健福祉課

5 安心・安全なまちづくりの推進

	事業名	事業内容	平成16年度の状況	中間年次の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
78	防犯設備整備事業	通学路や公園等に防犯灯を設置するなど防犯設備の整備を推進する。	整備拡充	随時	随時	総務課
79	広報啓発活動事業	防犯意識の高揚を図るための広報活動を行う。	広報啓発	広報啓発	広報啓発	総務課

7 子ども等の安全の確保

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

	事業名	事業内容	平成16年度 の状況	中間年次 の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
80	子どもの交通事故防止対策事業	子どもの安全に配慮した交通安全施設の整備を促進するとともに、交通事故防止についての広報・啓発活動に努める。	広報啓発	広報啓発	広報啓発	総務課
81	交通安全教育事業	交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得のため、地域や学校において交通安全教育を推進する。	交通安全教育	交通安全教育	交通安全教育	総務課
82	チャイルドシート普及啓発活動事業	チャイルドシート着用の徹底を図るとともに、チャイルドシート着用の啓発活動を推進する。	広報啓発	広報啓発	広報啓発	総務課

2 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

	事業名	事業内容	平成16年度 の状況	中間年次 の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
83	地域防犯活動推進事業	住民の自主防犯意識の高揚を図るとともに、参加・体験・実践型の防犯学習を推進する。	防犯協会 4団体	防犯協会 4団体	防犯協会 4団体	総務課
84	子ども110番の家推進事業	子ども110番の家の設置により地域の防犯意識を高め、子どもたちが安全に生活できる環境の確保に努める。	設置数 102箇所	設置数 103箇所	設置数 103箇所	総務課

3 被害に遭った子どもの保護の推進

	事業名	事業内容	平成16年度 の状況	中間年次 の状況 平成21年度	事業目標 目標年次 平成26年度	担当課
85	継続的支援活動事業	各種相談員が、家庭及び学校の関係機関と連携し、被害を受けた子どもに継続的支援活動を行う。	立ち直り支援	立ち直り支援	立ち直り支援	保健福祉課

地域行動計画

第3章 計画の推進

第1 計画推進のための各主体の役割

1 家庭の役割

家庭は社会の基礎集団で、子どもが生まれ育つ基本的な場であり、思いやりや自主性、責任感などを育むのも家庭です。

地域との連携のもとに家族が密なふれあいを保ち、相互に助け合える人間関係の形成に努めることが必要です。このことから、家庭には次のような役割が求められています。

父親の積極的な参加により、両親共同で家事や育児を行います。

子どもの発達段階に応じた多様な生活体験をさせるとともに、家庭生活における可能な役割を持たせます。

子どもに乳幼児や高齢者、障がい者とのふれあいの機会を持たせます。

家族ぐるみで各種の地域活動に参加します。

2 地域の役割

地域社会は、子どものみならず、地域に住むすべての人々が日々の生活を営んでいくための大切な場です。近隣同士のつながりや町内会・自治会・公民館、女性団体、青年団体などが、相互に連携を保ち、家庭や行政では十分果たしえない領域を補い合っています。

地域住民の主体的参加による子育てのための相互支援活動に積極的に取り組むことが必要です。このことから、地域には次のような役割が求められています。

近隣がお互いに助け合える人間関係づくりに努めます。

子どもたちが参加でき、異世代との交流も図られる様々な行事や活動の機会を提供します。

遊びや活動の場を整備します。

民生児童委員や主任児童委員、保健推進委員と連携して地域ぐるみで子育てを支援します。

各種の健全育成のためのボランティア活動などを支援します。

3 学校の役割

学校は、子どもたちが成長し人格を形成する過程で、最も重要な時期に極めて大きな役割を果たす場です。

豊かな人間性や社会性を十分育むことができるよう、地域社会や家庭との連携を十分に深めながら、多様な体験を通じて「生きる力」を育む教育の推進に努めることが必要です。このことから、学校には次のような役割が求められています。

歴史・文化や自然とのふれあいの機会を設定します。

ボランティア活動や青少年団体など各種地域活動への参加を促進します。

保健医療機関との連携により、健康教育を充実します。

男女共同参画や家庭生活などで男女の相互協力についての教育を充実します。

乳幼児とのふれあいの機会を持たせるなど子育て体験の機会を設定します。

子育てに係る地域住民等の活動の場として、校庭や体育館などの施設を開放します。

4 事業所等の役割

共働き世帯が増えるなかで、働く場である事業所等は子育て支援についてもその果たすべき役割が増えています。

仕事と子育ての調和を確保する観点から、子育てしやすい就業環境づくりや子育てにやさしい職場環境づくりが必要です。このことから、事業所等には次のような役割が求められています。

勤務時間の短縮や完全週休2日制の実施に努めます。

育児休業の実施と活用しやすい職場づくりに努めます。

再雇用制度やフレックスタイム制などの導入に努めます。

女性従業員に対する母性保護措置などの充実に努めます。

子育てに係る地域住民などの活動の場として、企業の保有する各種施設を開放します。

5 行政の役割

子育てにやさしい環境づくりは、広範な領域に及ぶことから行政においては、各担当課が連携し取り組むことが必要です。

また、地域の実情に応じ、民間と行政が一体となり着実かつ効果的な施策の推進を図ることが必要です。このことから、行政には次のような役割が求められています。

子育て環境づくりの推進体制の確立を図り、関連施策の総合的、計画的な推進に努めます。

民間の団体などが行う環境づくりに関連する自主的な取り組みを支援します。

各種広報活動を通じて、子育て環境づくりについての啓発に努めます。

子育てについての住民ニーズの把握に努めます。

第2 計画の推進体制

1 町の推進体制

地域住民と一体となって、関係する行政部門間の連携のもとに、「子育てをみんなで支える町づくり」を基本理念に、住田町次世代育成支援対策地域協議会の設置など、地域全体で子育てを支援していく体制づくりを進めます。

また、県をはじめ関係行政機関や団体などと連携して、地域における子育て支援や子育て相談、母子保健対策や思春期対策、さらには児童の健全育成対策などの充実に向けた施策の積極的な展開を図ります。

2 住民と行政が一体となった推進体制

子育てにやさしい環境づくりを効果的かつ着実に推し進めていくため、行政施策の展開と併せ、地域や民間の団体、事業所などの理解と自主的、主体的な取り組みにより住民と行政が一体となって、総合的に子育てにやさしい環境の整備に努めます。

地域行動計画

第4章 保育所の適正配置

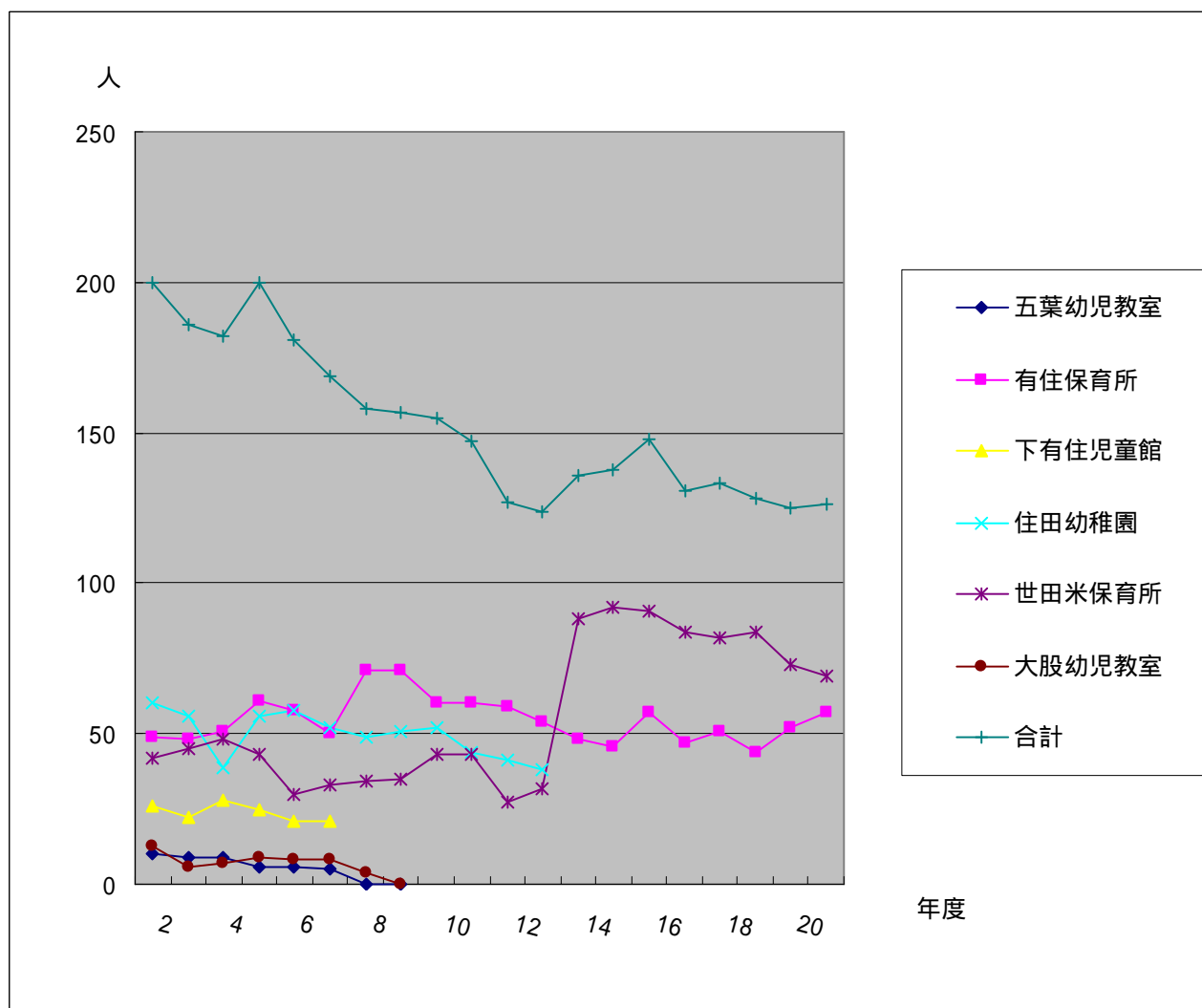
第1 保育所の適正配置

保育所、幼稚園の入所児童数の減少を踏まえ、平成8年度に有住保育所、下有住児童館、五葉幼児教室を統合、平成10年度には住田幼稚園と大股幼児教室を統合しました。平成14年度には、世田米保育所と住田幼稚園を一元化しております。

現在、世田米保育園、有住保育園の2つの保育園があり、統合後の児童館は健全育成型の児童館として利用しています。

今日、女性の社会進出の増大に伴う要保育児童数の増加や子育てへの多様なニーズに対応するため、子育て支援機能を備えた適正規模の保育所運営を図っていくことが必要です。

保育所等入所児童数の推移



地域別の適正配置

保育所の配置に当たっては、各保育所の児童施設の設置状況と就学前児童数及び保育需要数を勘案しながら適正配置を図ります。

(1) 世田米小学校区

世田米小学校区には、就学前児童の施設として世田米保育園があります。平成22年3月1日現在、保育所の充足率は85パーセントとなっています。

(2) 有住小学校区

有住小学校区には、有住保育園があります。平成22年3月1日現在、保育所の充足率は64パーセントとなっています。

《保育所等適正配置計画表》

現 在			適正配置計画		
区 分	定 員	経 営 者	内 容	定 員	経 営 者
世田米保育園	80人	住田町	世田米保育園	80人	住田町
有住保育園	90人	住田町	有住保育園	60人	住田町

第2 保育施設の現状

保育施設の現状は以下のとおりです。

《保育所建物等調書》

保育所名	開設年月日	建築年月日	建築面積	構 造	敷地面積	屋外遊戯面積	経過年数
世田米保育園	S39.10.1	H14.3.31	769.61 m ²	木造平屋	4,240 m ²	867 m ²	7年
有住保育園	S40.10.1	H7.5.31	761.51 m ²	木造平屋	4,663 m ²	2,227 m ²	14年

資 料 編

次世代育成支援に関するニーズ調査

1. 調査の目的

本調査は、就学前児童及び就学児童の保護者を対象に、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的及び質的ニーズ等を詳細に把握することにより、保育サービス目標事業量の推計、具体的行動計画策定のための基礎資料を整備することを目的としている。

2. 調査の実施要領

(1) 調査時期

平成21年7月下旬(7月21日から調査開始)に調査を実施した。

(2) 調査対象者及び調査方法

以下の2種類(就学前児童用、就学児童用)の調査票を作成し、両調査とも無記名方式により実施した。

就学前児童用

町内に居住する0歳～5歳の就学前児童を持つ保護者を調査対象とした。調査票の配布・回収は、保育園に通園している子供を持つ保護者に対しては保育園を通じて行い、通園していない子供を持つ保護者に対しては郵送方式とした。

就学児童用

町内に在住する小学校1年生～6年生の子供を持つ保護者を調査対象とした。調査票の配布・回収は小学校を通じて行った。

3. 配布数・回答数

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童用	212	156	73.6%
就学児童用	250	192	76.8%

4. 集計処理について

- ・調査票の設問に少しでも回答のある者を有効とし、まったく回答のないものについては無効として全ての集計対象から除外した、また、回答すべき設問に回答のない場合は、いずれも「無回答」として集計した。
- ・集計表の比率については小数点第1位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合がある。

5. 集計結果について

集計結果については、別添として本計画書とは別様にした。

住田町次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会設置事務処理要領

(設置)

第1 住田町において、すべての子どもと子育て家庭への支援に関する施策及び事業を体系的に盛り込み、計画的に実施するための行動計画（以下「行動計画」という。）策定のため、住田町次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) その他次世代育成支援に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉、保健・医療、教育、警察等次世代育成支援対策に関係する者
- (3) 町内に居住し、町内の事業所に勤務する者

3 町長は、前項第3号の委員を委嘱するにあたっては、できる限り町民各層の幅広い意見が反映されるよう適切な方法によって委嘱するものとする。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、第2に定める所掌事務が終了するまでの間とする。委員が欠けた場合における後任の委員の任期についても、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、必要に応じて町長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、次世代育成支援対策主管課において処理する。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

住田町次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会委員

	区 分	所 属 ・ 職 名
1	学識経験者	住田町教育相談員代表
2	次世代育成支援対策関係者	小学校 PTA 会長代表
3	〃	子育てボランティア代表
4	〃	小学校長代表
5	〃	主任児童委員代表
6	〃	保育園保護者代表
7	〃	事業所代表
8	〃	医師代表
9	〃	警察代表
10	〃	世田米学童クラブ代表

	区 分	所 属 ・ 職 名
1	事務局	保健福祉課長
2	〃	保健福祉課長補佐（福祉担当）
3	〃	保健福祉課長補佐（保健担当）
4	〃	福祉係長
5	〃	福祉係主事